

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年2月24日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

記

1 入札執行者

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

2 担当部署

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

電子メール sisetu@u-shizuoka-ken.ac.jp

3 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 施 第 2012 号
- (2) 業 務 名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパスエレベーター設備保守点検業務委託
- (3) 業務場所 静岡市駿河区谷田 地内
- (4) 業務概要 静岡県立大学草薙キャンパスのエレベーター設備の保守点検業務
- (5) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿において、（営業種目4）設備保守管理、（細目28）昇降機（エレベーター、エスカレーター）の登録があること。
- (3) 次に掲げる基準を満たす技術者を当該業務に配置できること。
昇降機等検査員資格者または1・2級建築士……………1人
- (4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始の手続きの申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約、その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 配布期間 公告日から令和8年3月6日（金）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで
- (2) 配布場所 上記2に同じ
- (3) 配布方法 申請者に対し電子メールで配布する。

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書（別記様式）等を提出すること。

- (1) 提出期間 公告日から令和8年3月6日（金）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで
- (2) 提出書類 入札参加資格確認申請書、昇降機等検査員または1・2級建築士の資格者証写し
- (3) 提出方法 持参、郵送、または電送（PDF添付）

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月9日（月）までに電子メールで通知する。

7 入札手続等

- (1) 入札執行日時 令和8年3月18日（水）午前10時
- (2) 入札執行場所 静岡市駿河区谷田52番1号 静岡県立大学 一般教育棟2階 2218演習室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 入札の無効 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - エ その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者の入札
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否 要

8 その他

- (1) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) この入札及びその他一切に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡県立大学事務局総務部施設室（電話番号054-264-5105）とする。
- (4) 現場説明会は実施しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 静岡県立大学のホームページに掲載されている「静岡県公立大学法人 競争契約入札心得」を遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

入札説明書

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパスエレベーター設備保守点検業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年2月24日

2 入札執行者 静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

3 担当部署 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学事務局総務部施設室
電話番号 054-264-5105
電子メール sisetu@u-shizuoka-ken.ac.jp

4 業務委託内容等

- (1) 入札番号 施 第 2012 号
- (2) 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパスエレベーター設備保守点検業務委託
- (3) 業務場所 静岡市駿河区谷田 地内
- (4) 業務概要 静岡県立大学草薙キャンパスのエレベーター設備の保守点検業務
- (5) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 入札参加資格確認等

- (1) 申請書は、別記様式により作成すること。
- (2) その他
 - ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。
 - エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
 - カ 申請書及び資料に用いる言語は、日本語に限る。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、通知を受けた翌日から5日間以内（ただし、土曜日及び日曜日は除く）の午前9時から午後4時までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、請求期限の翌日から5日間以内までに説明を求めた者

に対して、書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。

7 設計書、仕様書及び入札書の交付

入札公告による。

8 現場説明会

現場説明会は実施しない。

9 入札

(1) 日 時 入札公告による。

(2) 場 所 入札公告による。

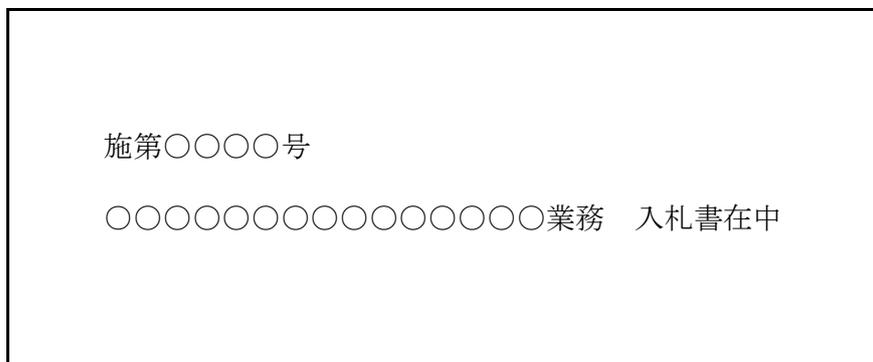
(3) 持参する書類 入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書

(4)その他

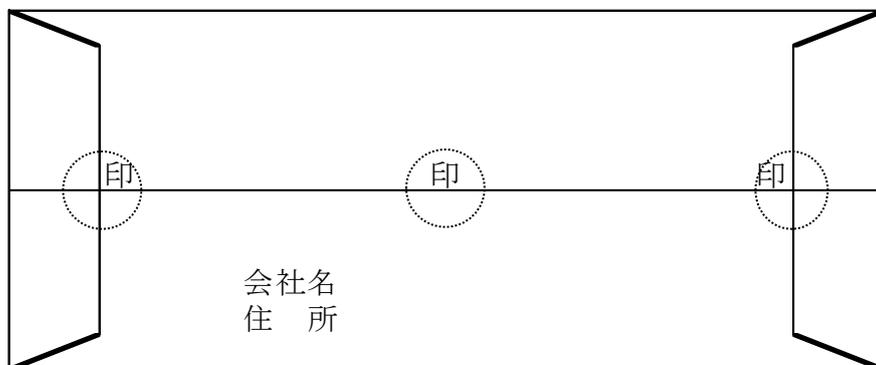
ア 郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札書の提出に当たっては、以下の図を参考にして封印の上、表面に「入札番号、何々業務
入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載すること。なお、再度入札においても
同様とする。

(封筒表面)



(封筒裏面)



ウ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の金額を除いた金額を入札書に記載すること。

エ 入札執行回数は2回を限度とする。

オ 静岡県立大学のホームページに掲載されている「静岡県公立大学法人 競争契約入札心得」を遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

10 開札

開札は入札の終了後、直ちに当該場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない静岡県公立大学法人職員を立ち合わせて行う。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者の入札

12 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

14 入札保証金及び契約保証金

免除

15 契約書作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

16 支払条件

年4回の分割払いとする。

17 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、契約書案、仕様書及び入札心得を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (4) 契約書案、仕様書及び入札心得は、静岡県立大学事務局総務部施設室で配布する。

別記様式

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和8年2月24日
- 2 業務名 令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパス
エレベーター設備保守点検業務委託
- 3 業務場所 静岡市駿河区谷田 地内
- 4 資格確認

項目	内容
静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格の営業種目、細目	営業種目 4 設備保守管理 細 目 28エレベーター、エスカレーター (有・無)
技術者の資格と氏名	
入札担当者の電子メールアドレス	

令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパスエレベーター設備保守点検業務委託契約書

静岡県公立大学法人（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務名 令和8年度静岡県立大学
草薙キャンパスエレベーター設備保守点検業務委託
- (2) 業務場所 静岡市駿河区谷田地内
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 別添の仕様書及び設計書のとおり

（注意義務）

第2条 乙は、関係諸法令及び甲が定めた仕様書その他関係諸規則を遵守し、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（申出義務）

第3条 乙は、甲の定める仕様書のなかに不適當な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費及び支払方法）

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、
金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を支払うものとする。

2 第1項の委託費は、別紙「委託費支払内訳書」に基づく乙の請求により、4回（7月、10月、翌年1月及び翌年4月）に分割して各月の末日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日に支払うものとする。

（契約の変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(8) この契約締結後の事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により2月の予告期間をもってこの契約をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（委託業務実施計画書の提出）

第9条 乙は、委託業務の実施について、この契約締結後直ちに委託業務実施計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

（処理状況の報告等）

第10条 乙は、委託業務完了後直ちに委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（秘密の保持）

第11条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び大学の事務のうち一般に公表されていない事項を第三者に漏らしてはならない。

(委託費の処理)

第12条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第13条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第14条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

(甲) 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県公立大学法人
理事長 今井 康之

(乙)

令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパスエレベーター設備保守点検業務委託
仕様書

1 目的

本保守点検業務は、静岡県立大学草薙キャンパスに設置されているエレベーターを安全かつ円滑に運行させることを目的とする。

2 業務場所

静岡県立大学草薙キャンパス各棟

3 業務仕様

業務仕様については、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和5年版）」（以下、「共通仕様書」という。）、（財）日本昇降機安全センター作成の「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準」及びその他関係法令等による。

4 業務対象設備

(1) はばたき棟エレベーター（1号機）

インバーター制御式乗用エレベーター

- ・型式 VG07-P85-15-C060
- ・停止階 4STOPS
- ・付加仕様 地震時管制装置（H+V）、火災時管制装置、自家発時管制装置、音声案内装置、停電時自動着床装置
遠隔閉じ込め救出システム

(2) 一般教育棟エレベーター（2号機）

インバーター制御式乗用エレベーター

- ・型式 VG07-P85-15-C060
- ・停止階 6STOPS
- ・付加仕様 地震時管制装置（H+V）、火災時管制装置、自家発時管制装置、音声案内装置、停電時自動着床装置
遠隔閉じ込め救出システム

(3) 国際関係学部棟エレベーター（3号機）

インバーター制御式乗用エレベーター

- ・型式 VG07-P85-15-C060
- ・停止階 5STOPS
- ・付加仕様 地震時管制装置（H+V）、火災時管制装置、自家発時管制装置、音声案内装置、停電時自動着床装置

遠隔閉じ込め救出システム

(4) 経営情報学部棟エレベーター (4号機)

インバーター制御式乗用エレベーター

- ・型式 VG07-P85-15-C060
- ・停止階 4STOPS
- ・付加仕様 地震時管制装置 (H+V)、火災時管制装置、自家発時管制装置、音声案内装置、停電時自動着床装置
遠隔閉じ込め救出システム

(5) 学生ホールエレベーター (5号機)

油圧制御式乗用エレベーター

- ・型式 HPF-11-C045
- ・停止階 4STOPS
- ・付加仕様 地震時管制装置 (H+V)、火災時管制装置、自家発時管制装置、音声案内装置

(6) 図書館エレベーター (6号機)

機械室レスインバーター制御式乗用エレベーター

- ・型式 UAP-11-C045
- ・停止階 3STOPS
- ・付加仕様 地震時管制装置 (H+V)、火災時管制装置、自家発時管制装置、音声案内装置、停電時自動着床装置
遠隔閉じ込め救出システム
地震時自動診断復旧システム

(7) 図書館エレベーター (7号機)

油圧制御式乗用エレベーター

- ・型式 HPF-11-C045
- ・停止階 4STOPS
- ・付加仕様 地震時管制装置 (H+V)、火災時管制装置、自家発時管制装置、音声案内装置

(8) 看護学部棟エレベーター (8号機)

インバーター制御式人荷用エレベーター

- ・型式 LVF-PF-27-2S60
- ・停止階 5STOPS
- ・付加仕様 地震時管制装置 (H+V)、火災時管制装置、自家発時管制装置、音声案内装置、停電時自動着床装置

(9) 食品栄養科学部2号棟エレベーター (9号機)

インバーター制御式乗用エレベーター

- ・型式 LVF-P154C60
- ・停止階 6STOPS
- ・付加仕様 地震時管制装置（H+V）、火災時管制装置、自家発時管制装置、音声案内装置

(10) 薬学部棟エレベーター（10号機）

インバーター制御式乗用エレベーター

- ・型式 L-VF-P
- ・停止階 7STOPS
- ・付加仕様 地震時管制装置（H+V）、火災時管制装置、自家発時管制装置、音声案内装置
遠隔閉じ込め救出システム
地震時自動診断復旧システム

(11) 食品栄養科学部棟エレベーター（11号機）

インバーター制御式乗用エレベーター

- ・型式 VG07-P85-15-C060
- ・停止階 7STOPS
- ・付加仕様 地震時管制装置（H+V）、火災時管制装置、自家発時管制装置、音声案内装置、停電時自動着床装置
遠隔閉じ込め救出システム

5 業務内容

受注者は適切な点検を行い、必要な場合は修理、又は部品の取替を行わなければならない。なお、本契約はフルメンテナンス契約とする。

(1) 関係法令

- ・労働安全衛生法第45条第1項に基づく月次の定期自主検査
- ・建築基準法第12条に基づく定期的な保守及び点検

(2) フルメンテナンス対象機器

共通仕様書第7章搬送設備－第2節エレベーター－表 7.2.2 修理、取替え及び交換等の範囲による。

(3) 故障時の対応

受注者は、24時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処する。

受注者は、故障、災害等により、エレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、施設管理担当者からの連絡を受け、可能な限り速やかに適切な措置を講じるよう努める。

(4) 点検内容

共通仕様書第7章搬送設備—第2節エレベーター—7.2.4点検共通事項による。監視装置による遠隔定期診断と技術員の巡回点検を組み合わせを行い、巡回点検頻度は次のとおりとする。

- ・年12回実施号機：5，7，8，9（計4台）
- ・年4回実施号機：1，2，3，4，6，10，11（計7台）

なお、遠隔監視に加え遠隔点検を適用する。遠隔点検項目は、共通仕様書第7章搬送設備—第2節エレベーター—表7.2.4(b)遠隔点検内容による。

(5) 異常時の通話機能

閉じ込めなど異常時には、エレベーターかご内と受注者の管制センター又はサービス拠点との間で直接通話し対応するとともに、その機能を維持すること。

(6) 法定検査

所轄官公庁に報告すること。また、必要に応じて法定検査の立会いを行うこと。

6 点検除外事項

次の事項は、本業務の修理及び取替清掃作業の対象外とする。

- (1) 意匠部品（乗かご、三方枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、その他）の塗装メッキ直し、修理及び部品の取替。
- (2) 巻上機、電動機、制御盤等の機器の一式取替。
- (3) BGM装置、エアコンディショナー、煙感知器、消火設備、一斉放送指令機能を有する集合インターホン等のエレベーター関連設備のメンテナンス（点検、整備）。
- (4) 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事。
- (5) 昇降路周壁及び建屋部分の改修。
- (6) 油性インク、ボールペン等による汚れの除去及び傷の補修。
- (7) 諸法規の改正又は、官公庁の命令及び要求により、現状の仕様変更や改造等が生じた場合の工事。
- (8) 不注意、不適当な使用・管理により発生する修理又は取替。
- (9) 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧。

7 業務実施報告書等の提出

- (1) 受注者は1箇月の点検業務を実施したときは速やかに点検報告書を作成すること。（報告書の提出方法は任意とする。）
- (2) 受注者は4半期ごとの点検業務を完了したときは速やかに業務完了報告書及び作業写真（A4カラー印刷）を提出すること。
- (3) 受注者は故障対応及び修理等の作業を行ったときは速やかに作業報告書を提出すること。

(4) 受注者は法定点検を実施したときは、その報告書を提出すること。

8 特記事項

(1) 次契約の受注者が変更になる場合は、過去の故障履歴及び保守マニュアル等を引き継ぐこと。

(2) 故障、磨耗等の理由により、既存部品を交換するときは製造メーカー推奨の部品を用いること。

(3) 昇降機の点検又は修理のため運転を停止する必要がある場合は、事前に施設管理者に届け出て、その指示に従うこと。

(4) 作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担において処分すること。

(5) 作業の時間

受注者は、原則として発注者の勤務時間内（平日：8時30分から17時15分）に点検業務を行うものとする。なお、緊急時点検修理対応は土日休日を含む24時間の対応とする。

(6) 点検作業等においてエレベーターの停止が伴う場合は、受注者と事前調整を行った上で実施すること。

(7) 業務内容等に疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議による。

9 業務体制

(1) 業務責任等通知書

共通仕様書に規定してある業務責任者、現場責任者及び業務担当者を定め、業務責任者等通知書を作成し提出すること。

(2) 業務計画書及び修繕計画表

共通仕様書に規定してある業務計画書（実施体制、全体工程、有資格、その他必要事項等）を作成提出し、業務実施前に施設管理担当者の承諾を受けること。

また、エレベーター各号機の修理、取替え及び交換等の想定される部品についての修繕計画表を4月末日までに提出すること。

(3) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、適正な業務の実施体制を確保できるとして、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(4) 出向社員等の取扱い

受注者が、当該業務を履行するにあたり、他者から出向社員等（出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員。（3）の再委託を行う場合にあっては、再委託先の社員等を含む。）を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

基幹社員（業務責任者及び現場責任者並びに業務担当者に指示命令をする者等）への出向社員等の受け入れは原則として禁止とする。

労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。

あらかじめ発注者の承諾を得ること。

(5) 業務の実施体制の確認

(3)、(4)の事項を確認するため及び適正な業務の実施体制を確保するために、受注者、出向元企業担当者及び再委託先企業担当者並びに業務担当者等から必要な事項について聴取を行い、また、雇用契約関係、出向契約関係、再委託契約関係、労務管理関係、再委託の支払い関係、業務責任者及び業務担当者の過去の業務実績・勤務実績関係及び業務責任者及び業務担当者への賃金の支払い関係等を証明する書面等の提示を求め、写しの提出を求めることがある。

(6) 服務規律の保持

本委託業務をおこなう受注者の従業員は、次の事項に留意すること。

受注者の定める被服を着用し、胸部に社名及び氏名入りの名札をつけること。

服務規律については、言動等に注意し、教職員、学生及び来学者等と摩擦を生じないように留意すること。

業務実施中の従業員は、風紀、衛生等について留意すること。

10 障害者への配慮

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県公立大学法人職員対応要領」（平成28年4月1日規程第173号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

令和8年度

静岡県立大学草薙キャンパスエレベーター設備保守点検業務委託 設計書

場所 静岡市駿河区谷田地内

静岡県立大学法人

概要

静岡県立大学草薙キャンパスに設置されているエレベーターの保守点検業務を委託する。

¥ .-							
但し 静岡県立大学草薙キャンパスエレベータ設備保守点検業務委託料							
内 訳							
符号	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1	エレベータ設備保守点検業務		1	式			
	合 計						
	消費税及び 地方消費税相当額		1	式			10%
	総 計						

符号	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1	エレベータ設備保守点検業務						
(1)	はばたき棟エレベータ	VG07-P85-15-C060 4STOPS	12	月			
(2)	一般教育棟エレベータ	VG07-P85-15-C060 6STOPS	12	月			
(3)	国際関係学部棟エレベータ	VG07-P85-15-C060 5STOPS	12	月			
(4)	経営情報学部棟エレベータ	VG07-P85-15-C060 4STOPS	12	月			
(5)	学生ホールエレベータ	HPF-11-C045 4STOPS	12	月			
(6)	図書館エレベータ	UAP-11-C045 3STOPS	12	月			
(7)	図書館エレベータ	HPF-11-C045 4STOPS	12	月			
(8)	看護学部棟エレベータ	LVF-PF-27-2S60 5STOPS	12	月			
(9)	食品栄養科学部2号棟エレベータ	LVF-P154C60 6STOPS	12	月			
(10)	薬学部棟エレベータ	L-VF-P 7STOPS	12	月			
(11)	食品栄養科学部棟エレベータ	VG07-P85-15-C060 7STOPS	12	月			